

発行 日本共産党南知多支部



連絡先
〒470-3321 南知多町
内海内塩田77-3
(南知多町議会議員)
内田 保
電話 0569-62-1816
携帯 090-2776-7529

内田たもつだより

内田たもつ ホームページ
http://uchida-tamotsu.jimdo.com



日本共産党発行
うんしん 赤旗
日刊 3497円
日曜版 930円

南知多町も18歳・22歳の個人情報提供の除外申請できるしくみを 自衛官募集事務は、住民基本台帳法にそった閲覧で

4月26日、内田議員は、南知多町が毎年実施している自衛官募集事務について、その適正なあり方について、石黒町長及び関係部課長に申し入れ(裏面)を行いました。

全国では、2019年に突然安倍首相の一言で、住民基本台帳法に基づく「閲覧」から「情報提供」に変えられました。内田議員は、住民基本台帳法に基づく閲覧を基本とすることで、少なくとも半田市・武豊町のような個人情報の保護を貫くような仕組みを求める、防災安全室長と30分程の話し合いを実施しました。町長と相談し、連休明けに要請内容の回答をしたいとのことでした。

住民基本台帳法を無視し、「解釈変更」を閣議決定した安倍元首相

閣議から自治体に対する「情報提供」の動きの直接のきっかけは、2019年2月13日、当時の安倍首相が「自衛隊員の募集について、自治体の非協力は残念」という国会答弁を行ったことでした。これをうけて2020年12月18日の閣議決定がなされ、2021年2月5日には、「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提供について」という防衛省及び総務省からの通知が発出されました。

この通知は住民基本台帳法11条1項が定める「住民基本台帳の一部の写し」の国への提出が、自衛隊法97条1項の市町村長が自衛隊員募集に

関する事務の一部を行うとする定め、防衛大臣が市区町村の町に募集に必要な資料の提供を求めることができるとする同法施行令120条に基づいて可能であったものでした。こうして、自衛隊法令を根拠法令とするという解釈を通知でもって示すことで、「住民基本台帳の一部の写し」を提供することにつき住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとしたのです。すでに、自治体は、自衛隊法97条で広報活動始めいくつかの協力をしてきています。しかしこの事務処理とは根本的に違います。住民基本台帳法では閲覧しか認められないとしてきたことに対しての、安倍元首相の法運用の憲法違反の変更です。地方自治体への権力の押しつけです。



名簿提供 地方自治体には 応ずる義務はない

住民基本台帳法11条には、市町村による目的外利用、まして外部提供について定めはありません。自衛隊の協力要請を受けたとしても住民基本台帳法のどの条項をとっても、市町村が基本台帳法に記載された個人情報を提供できると解することはできないのです。防衛省および総務省からの通知は、地方自治法245条の4第1項に基づく技術的助言だとされていますから、これに感じないとしても、市町村に不利益な扱いがされません。

南知多町が、住民基本台帳法を離れて、法令解釈権を国に追隨するもので問題です。法治主義とともに機関委任事務が消滅した地方分権改革の趣旨にも反する事態です。南知多町が通知に従って指名等の「住民基本台帳の一部の写し」を提供することは、閲覧しか認めていない住民基本台帳法11条1項に違反しています。

(川柳コーナー)

自衛隊あちらこちらに穴を掘り

日本は敵基地攻撃ができる武器を持ち、戦争準備を着々と進めている。自衛隊は攻撃に備えるために基地を地下化する計画も進めている。私たち市民はその時どきですか。日本は武器を持たない、戦争しないと世界に宣言しているはずなのに、おかしくないですか。国の形変えないで!

個人情報の保護は地方自治体の基的責任

本人に確認もせず、個人情報適正に守られず、自衛隊へ一方的に提供されることは問題です。一般企業や他の公務員に自治体からこのような情報提供はされません。自治体は、個人情報やプライバシーの権利(自己情報コントロール権)を尊重擁護する責務(憲法99条、13条)があります。半田市や武豊町では名簿提供を望まない住民への配慮がホームページ等で周知されています。この他にも、除外の申し出があれば、検討するとしている自治体も複数あります。南知多町も、個人の権利保護の立場から、個人からの除外申請ができることを明確にすべきです。全国の45%の自治体ではまだ閲覧で

す。また多くの自治体で「情報提供」の違法性が問われて裁判にもなっています。

地方自治体は、国の下請け機関でもなく、自衛隊の下請け機関でもありません。町は、憲法・地方自治法の本質に基づき、独立した判断をすべきです。

